

25 利用調整地区の導入の検討

◎これまでの議論

○保全と適正利用の両立を図っていくことが、結果として利用者の高い評価や満足度向上にも繋がる場合がある。

保全と利用を一体的に推進できる枠組みが必要ではないか。

○「利用調整地区」の導入検討

・環境保全、安全確保等の観点から、指定区域に対して、一定の立ち入り制限を設定。

(立ち入り人数、時間、期間の制限、ガイドが同行する場合のみ立ち入り許可、事前レクチャーの義務化等)

第1回WGでの意見

○利用調整地区は、利用と自然保護の軋轢があるような場合に導入

・明確な軋轢が発生していない立山黒部地域において、当該制度の導入は不要ではないか。



安定的に生息しているライチョウ

利用調整地区とは

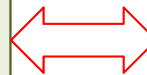
制度設定の背景

- ・特定の自然地域への利用集中や従来は殆ど利用者が立ち入らなかった原生的な自然地域への利用者増加等によって生じる過剰利用(オーバ-ユース)問題の深刻化
- ・日本の自然環境を代表する国立公園でも生態系が十分に保全されていないという事態の社会的認識

○国立公園の原生的な自然を有する地域を訪れる利用者が増加。



原生的な雰囲気失われ、風致景観、生物多様性の保全上の支障が生じる地域が出現



○このような原生的な自然を有する地域は、より深い自然とのふれあい体験が得られる場として重要である。



一定のコントロールの下で持続的な利用を図ることは自然公園の利用という観点からは有効



利用調整地区 ⇒ 国立・国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは公園計画に基づいて指定することができる。(自然公園法第23条)

- ・環境大臣又は都道府県知事の認定又は許可を受けなければ立ち入ってはならない。
- ・立入の認定に際しては、利用調整地区ごとに利用者数や滞在日数などの基準を定める。
- ・現在指定されている利用調整地区: 吉野熊野国立公園(西大台利用調整地区)、知床国立公園(知床五湖利用調整地区)

利用調整地区指定以外の保全と利用のあり方

・4~5月、11月のうち、知事が定める期間に、立山室堂地区において山岳スキーを行う者は、入山届を提出。
(H29 4.15~5/31(2,386件/5,641人)、11/1~11/30)

- 積雪期におけるライチョウ保護について (スキー実施可能時期 11月上旬及び4月中旬から下旬)
 - ・昭和50年度からスキー規制区域を設定して、スキーヤー等が繁殖地のハイマツ帯等へ立ち入らないよう保護看板、ポール、ロープ等を設置。
 - ・室堂平周辺積雪期利用適正化協議会において、「ライチョウ保護区域」へ立ち入らないようルール化。
 - 上記の取組みもあり、ライチョウの生息数は安定しており、スキーヤーがライチョウの生息に影響を及ぼしているとはいえない。
- ライチョウへの影響が危惧される場合、「富山県立山室堂地区山岳スキー安全指導要綱」に基づく届出をした者に対し、入山指導員による安全指導とあわせて、ライチョウの生息域への配慮を求めることも可能。
- このほか、検討会やWGにおいて、中期の検討課題とされている営業期間の延長、通年営業等の検討のなかで、立入制限、事前レクチャー等の要否を、議論する。

◎ スケジュールイメージ

